

県教委ニュース

発行
新潟県教育委員会
平成21年5月11日
第 22 号

平成21年度新潟県教育委員会重点方針

～ 平成21年4月20日 全県教育長会議において ～

教育長あいさつより（抜粋）

今年度は新しい学習指導要領の先行実施、教員の免許更新制度の本格的実施などがございます。振り返りますと平成18年の秋に、安倍内閣の元で、いわゆる教育改革というものが本格的になり、一昨年度の教育関連3法の制度改革から現場への改革と、着実に現実化されてきております。教育再生会議を中心に様々な改革案が示されたところではありますが、時を経まして、これが具体的な形として現実のものとなってきております。

改革というのはトレンドですので、この後も様々な改革案が示され、また、実施に移されていくものだと思います。これらに対しまして、学校という教育現場をあずかる者としては、本県教育はどうあるべきか、あるいは、子供達にとってのよりよい教育とは何か、そういった基本的な視点・原点に立ち返って、不易と流行をしっかりと見極め、間違いのない対応をしていかなければならないと考えております。

幸い、本県の教育は間違いのない方向、正しい方向、良い方向に向かっていると認識しています。昨年実施されました、全国学力・学習状況調査や全国体力テストの結果から見てみますと、学力につきましては概ね全国平均をキープ出来るところまで

ましたし、体力につきましては全国トップクラスになってまいりました。また、これらの他に様々な教育統計・教育指標から見ても、本県教育は着実な歩みを続けており、正しい方向に進んでいると認識しております。

これもひとえに、皆様方の間違いのない指導のもと、各学校が、また各教師が努力を重ねた結果であると考え、皆様方には感謝しているところであります。引き続き、皆様方には、自信を持って学校を指導していただきたいと思ひますし、また、私も腰を据えて、この一年、本県教育の充実に向け、全力を上げ取り組んでまいりたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひいたします。

県教育委員会では、市町村教育委員会に対し、以下のとおり平成21年度の重点方針を示しました。

1 地域に信頼される学校づくりについて
本県では、平成14年度末より組織マネジメントの考え方に基づく学校評価の導入を図り、年々その充実が図られてきたところ
です。
各学校においては、これまでと同様に、

県教育委員会が作成した「学校評価の手引き」第2集を基に、保護者や地域住民の意見を取り入れ学校運営の改善を図り、地域に開かれ信頼される学校の実現に向けて、揺るぎない取組を進めていただきたいと考えております。

その際、教職員一人一人のマネジメント能力や参画意識を向上させたり、保護者や地域住民などによる学校関係者評価を実施し、評価の客観性や透明性を高めたりしていくとともに、評価結果の具体的で分かりやすい公表に努め、連携・協力して学校づくりを進めていくことが重要です。

なお、学校評価結果の設置者への報告が義務化され、市町村の教育委員会には、報告を踏まえた学校に対する支援や条件整備が求められております。学校の実情に応じた適切な支援や条件整備に努めていただくようお願いします。

2 確かな学力の向上について

本県においては、各市町村教育委員会と各学校との共通理解のもとで、現行学習指導要領の理念の具現化に取り組んだ結果、全国標準学力調査（NRT）によると、本県児童生徒の学力は、少しずつではありますが年々向上し、全国水準を確保することができるようになってきております。

また、平成20年度に実施された全国学力・学習状況調査においても、小・中学校とも教科の平均正答率が全国とほぼ同一であることから、当県児童生徒の学力は、概ね全国水準を確保できているものと受け止めております。

これらは、市町村や中学校区を一つの単位として学力向上のための方策がとられ、また、各学校において、「分かる授業」づくりに向けて様々な改善の取組がなされてきていることの成果ととらえております。

一方、児童生徒質問紙調査では、国語や算数・数学の勉強が好きと答えた児童生徒の割合が小・中学校とも全国を下回る結果となり、児童生徒にとって魅力ある授業づくりに一層の創意工夫が求められています。

平成20年度、県教育委員会では調査結果を詳細に分析し課題を明らかにするとともに、授業改善に向けた指導のポイントをリーフレットにまとめ、この3月末に各教育委員会及び小・中学校に配付しました。リーフレットを活用した各学校における魅力的で「分かる授業」づくりの取組に対して、一層のご指導をお願いします。

また、4月21日には、3回目の全国学力・学習状況調査が全国一斉に実施されることとなっておりますが、調査が円滑に実施できますよう、ご指導とご協力をお願いします。（全国学力・学習調査は予定どおり実施いたしました。）

3 新学習指導要領への対応について

去る3月9日に、高等学校及び特別支援学校の新学習指導要領・教育要領が公示され、また、あわせて移行措置に関する文部事務次官通知が出されました。これで、幼稚園から高等学校まで全ての校種の新学習指導要領が公示されたこととなります。

新学習指導要領は、第一に、改正教育基本法を踏まえた教育内容の改善を行う、第二に、基礎的・基本的な知識や技能の習得や、思考力、判断力、表現力などの育成及び学習意欲の向上を図るために、授業時数の増加を図り、特に言語活動や理数教育を充実する、第三に、豊かな心と健やかな体をはぐくむため道徳教育や体育を充実する、の3つの基本的な考え方に基づいて改訂が行われました。

幼稚園では平成21年度から新教育要領が全面実施となり、また、小・中学校でも可能なものはできる限り早期に実施するという方針の下、平成21年度から算数・数学、理科については、指導内容を追加し、移行期間中に新課程の授業時数となるよう前倒しをして実施することになっています。

各学校においては、新学習指導要領の理念や内容の理解を深め、趣旨を生かした教育課程の編成・実施が求められており、そのための必要な指導・助言を行っていただくとともに、理科の観察・実験等の活用を促進するための設備整備支援を行うなど、必要な条件整備を進めていただきたいと思います。

県教育委員会といたしましても、教育課程研究集会や非常勤講師の配置などにより学習指導要領の円滑な実施に努めてまいりたいと考えております。

4 中学校の武道必修化に向けた条件整備について

平成24年度からの武道の完全実施に向け、本県の中学校における武道場の整備状況は43%であり、全国平均の47%を下回っています。文部科学省では、新学習指導要領の円滑な実施に向け、武道場や防具等の整備を進めることとしております。また、県教育委員会では、武道の心を伝えることのできる指導者の資質向上を図るため、体育実技講習会や外部指導者による校内研修会などを実施しますので、積極的に活用願います。

5 豊かな心の育成と体験活動の充実、いじめ・不登校や非行防止について

現在、少子化や核家族化の進行、都市化、情報化の進展など、子どもたちを取り巻く社会状況が大きく変化している中で、人間

関係の希薄化、実体験の不足、物事に対する価値観の多様化や個人主義が進み、自己中心的な生き方になりがちな傾向にあり、児童生徒に倫理観や規範意識が育ちにくくなってきており、今回の学習指導要領の改訂においても道德教育の充実が3本柱の1つとなっています。

こうした児童生徒の心をめぐる問題に対処していくためには、様々な観点から教育活動や学校運営の改善を図っていくことが重要であると考えておりますが、特に次の点に留意した取組をお願いします。

(1) 豊かな心の育成

まず、児童生徒の倫理観や規範意識、生命尊重の心をはぐくむために、豊かな体験活動と関連させた道德教育や、地域ぐるみの「心の教育」を推進することです。特に、自然や生き物、人や社会とかがわる体験活動を道德教育の視点からとらえ直し、体験活動と「道德の時間」とを関連付け、倫理観や規範意識、命の大切さを、児童生徒が実感をもって学ぶことができるよう、学校を指導していただきたいと思います。

また、倫理観や規範意識などは学校だけでなく、子どもを取り巻くすべての環境で醸成されることから、これまで以上に、学校、家庭、地域が一体となった心の教育の推進をお願いします。

(2) 体験活動の充実

現在、本県においても、多くの小・中学校が体験活動を取り入れた修学旅行や宿泊体験活動、農家での宿泊等を取り入れた長期宿泊体験活動などに取り組んでおりますが、こうした体験活動を一層充実させ、子ども心に響くものにすることが重要です。

本県には他県に誇る自然や文化、歴史などがありますので、これらを学びの機会や場として設定し、児童生徒に本県ならではの

の実体験を推奨しています。

一例を挙げれば、佐渡では、豊かな自然や歴史に触れるなど、多様な活動ができますし、特色ある文化や芸能にかかわる体験活動を実施することもできます。また、スキーは、本県ならではの自然を生かした体力づくりができ、雪国のよさを実感できる体験活動です。郷土のよさを実感し、郷土を愛する心をはぐくむという観点からも、本県が誇る自然や文化、歴史に触れさせる体験活動を積極的に推進するよう、各学校への働きかけをお願いします。

(3) いじめ・不登校の未然防止と適切な対応
いじめ根絶は喫緊の課題です。また不登校児童生徒は義務教育段階で2,000人余りおり、依然として予断を許さない状態です。こうした状況も踏まえ、いじめ・不登校の未然防止のために、次の3点から取組が推進されるようお願いします。

「中1ギャップ解消プログラム」を柱にしたいじめ・不登校の未然防止

平成20年度は「中1ギャップ解消プログラム」に基づいて、中学校区で自校プランを作成し実践を重ねる取組を推進してきました。いじめ・不登校については、何よりも早期発見、早期対応が重要であることから、各学校がきめ細かな実態把握に努めるよう指導願います。また、小・中学校間で課題を明確にして取組を推進することが重要であることから「中1ギャップ解消プログラム」の自校プランを小中連携の視点から、より一層推進していただきたいと思ひます。

加配教員配置による校内指導体制の充実
本年度の生徒指導に係る加配については、昨年同様に配置を希望する学校から予め「配置希望計画書」を提出していたが、配置効果が十分期待できそうな学校に加配教員を配置しました。配置人数

については、中学校問題行動解消加配教員を16校に、中学校いじめ根絶加配教員を15校に、中学校不登校対応加配教員を53校に、小学校生徒指導加配教員を6校に、中学校区生徒指導連携加配教員を10校に配置し、児童生徒支援加配教員と合わせて合計116人となり、財政が厳しい中で、前年度より2人増員して配置しました。配置効果が十分期待できると判断した学校への配置ですので、具体的な成果を上げることができるよう指導願います。

校内相談指導体制の充実

本年度は、中学校13校にハートフル相談員を、それ以外の全中学校にスクールカウンセラーを配置しました。また、小学校には、学校の要請に応じてカウンセラーを派遣する体制を整備しましたので、各学校に配置・派遣の趣旨を徹底していただくとともに、有効に活用するよう指導願います。

なお、これまでスクールカウンセラーを複数年配置した学校では、不登校生徒や生徒指導上の諸問題が減少するなどの効果が表れていますので、活用状況と配置効果について確実に把握していただき、十分効果が表れていない学校については、指導を強化していただくよう願ひます。

(4) 非行、暴力行為等の解消に向けた取組
学校は、児童生徒にとって存在感が実感でき、充実感の得られる「心の居場所」であり、また、教員や仲間との心の結びつきや信頼感の中で主体的に学び、社会性を身に付ける「絆づくりの場」であってほしいと願っております。そのためには、一人一人が認め合い、協力し合って主体的に学校生活を築いていくことができるような魅力ある学校づくりに努め、その取組を児童生

徒の立場に立って評価し、見直しや改善を図ることが大切です。各学校が「チェックリスト」による点検を計画的に実施し、常に取組の見直しと改善を図り、一人一人の児童生徒の心に寄り添う指導体制を確立するよう指導の徹底をお願いします。

(5) 携帯電話等を介した問題行動の未然防止

携帯電話等を介した問題行動の未然防止については、特に取組の強化をお願いします。昨年度の事故報告によりますと、メールのやり取りやネット上への書き込みから深刻ないじめへと発展した事例や、「出会い系サイト」等にかかわる性被害、性の逸脱行動に発展した事例が見られました。また、ネット上で交友関係を広げ、面識のない人を頼って家出する「遊び型家出」等の増加やネット上での結びつきを強めた非行行動が学校・市町村をまたいで広域化するなど、個々の学校や市町村教育委員会だけでは対応が難しいという事例も出てきております。当該教育委員会では、最悪のことも想定し、昼夜を問わず対応していただきましたことに感謝申し上げます。

このように携帯電話を介した事案が年々増加していますので、児童生徒、保護者等に携帯電話等の利便性に潜む危険性について十分周知するとともに、携帯電話の所持について論議を深めるていただきたいと考えております。

なお、インターネット上のトラブルに対応した事例集を今月各学校に配付しましたので熟読の上、有効に活用していただきますようお願いいたします。

6 いじめ根絶県民運動について

各市町村教育委員会におかれましては、これまで2年間にわたり、いじめ根絶にいたが県民会議の取組に、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。各学校でも、

子どもたちが主体となった取組や家庭、地域と連携した取組を推進したことにより、いじめ根絶の気運が県内全体に着実な広がりを見せていることを実感しております。

しかしながら、中には、不適切な初期対応から深刻な問題に発展した事例や、携帯電話等を介したいじめなどが報告されていることから、予断を許さない状況です。各学校では、こうした問題は、どの子にも、どの学校でも起こりうるという危機意識を高めて取り組む必要があります。

県教育委員会としては、今年度も引き続き最重点事業に位置付け、県民総ぐるみの「いじめ根絶県民運動」を展開することとしており、今年度のテーマを『絆』といたしました。県民運動をとおして、子どもたちに人と人との強い結びつきである『絆』を実感させ、いじめをしない、いじめを許さない心を育てていきたいと考えています。そのために、人と人が認め合い、かわり合い、支え合うことができる心の絆を、学校・家庭・地域社会の中で深めたいと思っています。

(1) 学校の取組

いじめ根絶に当たっては、まずもって学校の取組を強化する必要があることから、各学校が「いじめ防止学習プログラム」や「中1ギャップ解消プログラム」等の自校プランの改善、着実な実践に努めるよう指導願います。

県教育委員会では、新規事業として「子どもたちの社会性育成プロジェクト」を立ち上げ、小・中学校間の連携を強化するとともに、9年間を見通した児童生徒の人間関係づくりの能力を育成することを目的とし、県内4地区で「フォーラム」を開催して、教職員の指導力の向上に努めてまいりたいと考えております。

(2) 支援体制の整備

本年度も引き続き義務教育課内に臨床心理士を含めた「総合支援チーム」を設置し、問題が多発する学校に重点的・計画的に指導・支援を行うとともに、緊急対応が必要となる学校には迅速な派遣を行い、児童生徒の心のケアに当たることとしております。

なお、総合支援チームの派遣に当たりましては、学校と市町村教育委員会とで連携した取組が行われるよう、ご協力をお願いします。

さらに、各教育事務所にスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、今年度からネット上のいじめ防止・解消推進員を配置して問題行動の未然防止や迅速な対応に努めることとしております。

(3) いじめ根絶にいがた県民会議による取組
本年度の県民会議の主な取組としましては、5月30日に「深めよう『絆』メッセージ&コンサート」を、また、8月9日に『絆』をテーマとした「いじめ根絶県民の集い」を新潟市内で開催しますので、各市町村教育委員会からも多数参加いただきますようお願いいたします。

また、昨年度、各市町村単位等で実施していただきました「いじめ根絶スクール集会」については、今年度も引き続き、学校、家庭、地域が一体となった「いじめ根絶スクール集会」を市町村単位等で企画・運営していただきますようお願いいたします。その際、県民運動のテーマである『絆』と連動した集会にしていいただければと考えております。

なお、これらの市町村独自の取組を広報誌やマスメディアを積極的に活用して周知するとともに、年間をとおした継続的な啓発活動によって、保護者をはじめ住民の皆様からも共通の理解が得られるようお願いいたします。

こうした取組により、社会全体にいじめ根絶の意識をしっかりと根付かせたいと考えております。

7 人権教育、同和教育の推進について
県教育委員会では「同和教育を中核とした人権教育の推進」に取り組んできたところでありますが、残念ながら、人権感覚が十分に育っていないことに起因する差別事象が発生している現状があります。こうした差別事象を生まないためには、何よりも教職員が確かな認識と豊かな人権感覚を身に付けて、学校経営及び学習指導や人権教育、同和教育に取り組むことが大切です。

そのため、今年度は、平成21年3月に発行したリーフレット「人権教育、同和教育の推進」を活用した研修の場を設定し、教職員の資質と指導力の向上を図っていきたいと考えております。

さらに、県が策定した「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」には、「新潟水俣病被害者」、「北朝鮮による拉致被害者」が本県特有の人権課題として示されており、取組を強化することとしています。

新潟水俣病問題につきましては、福島潟にあります「県立環境と人間のふれあい館」を積極的に活用し、児童生徒の知的理解と感性を高めるよう各学校を指導願います。ふれあい館は、平成21年度中には展示物等のリニューアルを完了します。環境教育の一環としても有効な学習の場であることから、活用について積極的に奨励しているところです。

また、拉致問題につきましては、知事部局と連携して取組を推進しているところであり、教科書の記述内容に基づき、児童生徒の実態に応じて確実な指導なされるよう、各学校へ適切な指導を願います。

<p>8 特別支援教育の充実について</p> <p>(1) 発達障害児等への支援体制の整備・充実 発達障害児等への支援体制の整備・充実が求められていることから、平成20年度に引き続いて、「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」に取り組み、特別支援教育の必要な幼児児童生徒について、幼稚園から高等学校までの一貫した支援体制を構築するため、医療、福祉、労働等の関係機関と連携し、総合的に事業を推進することとしております。</p> <p>(2) 特別支援学校のセンター的機能の発揮 特別支援学校は、センター的機能を十分に発揮して、地域の市町村教育委員会と連携し、特別支援教育コーディネーターはもとより、学生等支援員や介助員等も対象に研修会を開催する予定ですので、積極的な参加をお願いします。</p> <p>(3) 特別支援学校の新学習指導要領への対応 特別支援学校の新学習指導要領が公示されましたが、小・中学校の特別支援学級の担任及び通級指導教室の担当者に対し、教育課程の参考となる特別支援学校の新学習指導要領改訂の趣旨及び内容について、特別支援学校がセンター的機能を発揮し、市町村教育委員会と連携して研修会を開催する予定でありますので、積極的な参加をお願いします。</p> <p>(4) 特別支援学級高等部の整備 高等部を希望する生徒が増加傾向にあることから、「地域の子どもは地域で学び育てること」及び「高等部教育の希望者全員を受け入れること」を基本方針として、平成19年度に高等部の整備計画を策定しました。毎年、生徒数を調査して更新し、全国的視野から計画的に整備を推進することとしております。</p> <p>(5) 特別支援教育支援員に係る地方財政措置の拡大</p>	<p>国では、平成19年度から特別支援教育支援員の計画的配置の目的で、小・中学校に在籍する発達障害児等の介助や支援を行う特別支援教育支援員の計画的配置が可能となるよう、地方財政措置を行っております。平成21年度には、小・中学校に加えて、幼稚園数の7割に相当する3,800人、約27億円分が新たに拡大され、33,800人相当387億円相当になりました。市町村教育委員会におかれましては、この介助員配置の地方財政措置を十分活用して、特別支援教育の更なる充実を図っていただくようお願いいたします。</p> <p>(6) 特別支援学級等の設置及び名称 市町村教育委員会からの特別支援学級及び通級指導教室の設置要望が、年々増加傾向にあり、特に、自閉症や情緒障害等の児童生徒を支援するための特別支援学級や発達障害通級指導教室の設置要望が多くなっております。しかし、教職員の定数に関する状況が一段と厳しくなっていることから、要望については、その必要性や緊急度について十分に精査させていただいております。なお、平成21年度からは、これまでの「情緒障害特別支援学級」を「自閉症・情緒障害特別支援学級」と名称変更します。</p> <p>(7) 多様な児童生徒への対応 特別支援教育の対象とする児童生徒は、障害が重度・重複化、多様化してきており、発達障害児や医療的ケアの必要な児童生徒も増加していることから、医療、福祉等の関係機関と連携し、「個別の教育支援計画」を作成し、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行うとともに、校内体制の整備を推進していただきたいと思います。</p> <p>9 児童生徒の体力向上・食育・歯科保健の推進について</p> <p>(1) 体力向上の取組</p>
--	---

平成20年度の体力テストの結果は、本県の小・中学校では、多くの項目で全国平均値以上となり、高校では、全国平均値以上の項目が増えました。

また、全国体力・運動能力・生活習慣等調査結果では、小学校5年生の男女が3位、中学校2年生男子が5位、女子が10位と全国的に高い水準となりました。

この結果は、平成16年度から各学校に依頼している健康増進・体力向上に係る「1学校1取組」運動について、各学校が体力の重要性を認識し、児童生徒の実態を踏まえた継続的な取組を実施した成果であると受け止めております。

県教育委員会では、全国平均値を越えた項目については、体力が最も高かったと言われている昭和60年頃の体力水準を目指すこととし、本年度も引き続き、体力テストと「1学校1取組」運動を実施することとしております。

(2) 食育の推進

食育については、小・中学校の新学習指導要領に加えて、改正された学校給食法においても明示されました。各学校では、これらの法令の趣旨を生かすとともに、家庭や地域と連携して食育の推進をお願いします。また、学校の実態に応じて、生活習慣の改善と関連させた取組をお願いします。

なお、食育に係る指導体制の強化として、今年度は、新潟市と併せて、栄養教諭を44名新たに配置し、現在、全体で73名となっています。新たに配置された学校では、昨年度の配置校の実践例などを参考にしながら取組を進め、地域のモデル校として食育の推進役を担っていただくようご指導をお願いします。

また、改正された学校給食法では、学校給食衛生管理基準が法制化されました。学校給食を実施する設置者及び校長、共同調

理場長は、この基準に則って、適切な衛生管理に努めるようお願いいたします。なお、昨年、調理従事者の人身事故が発生していますので、労働安全衛生管理の徹底を図られるよう、ご指導をお願いします。

(3) 歯科保健の推進

平成19年の本県の12歳児一人平均むし歯数が8年連続で全国一少ないことは、周知のとおりですが、昨年7月に、全国に先駆けて「新潟県歯科保健推進条例」が制定されたところです。

歯を失う原因のおよそ9割が、むし歯と歯周病によるものであることから、学校においてフッ化物応用によるむし歯予防及び学童期に増加する歯肉炎対策を支柱とした総合的な歯科保健対策の一層の推進をお願いします。

なお、むし歯予防対策としてのフッ化物洗口について、各市町村の保健衛生担当課や県地域振興局健康福祉（環境）部、歯科医師会等関係機関等との連携・協力を図るとともに、資料の活用やフッ化物洗口講演会の開催等により、保護者や学校関係者等に対し十分に情報を提供し、理解を得て進めるようお願いいたします。

10 トキめき新潟国体に向けた競技力向上について

先に行われた冬季国体スキー競技会においては、総合優勝という上々の滑り出しでありました。これもひとえに、大会の準備・運営に、多大なご苦勞を頂いた皆様方のお陰であると感謝いたしております。

今後は、本大会での総合優勝に向けて、選抜チームによる本番を想定した競技会場での実践練習や集中合宿など、特別強化の実施により全体的な競技水準の向上に取り組むこととしております。

皆様方におかれましては、強化指定を受

けた児童生徒の参加や教職員の派遣、及び本県選手団の市町村スポーツ施設の利用について、特段のご配慮をお願いしたいと思っております。

また、大会の運営に携わる関係者についても、同様のご配慮をお願いいたします。

11 キャリア教育の推進について

近年、進路意識や目的意識が希薄なまま進学する生徒が増加していることなど、生徒の勤労観・職業観の未熟さに起因する問題が指摘されています。

このような状況の中で、変化の激しい流動的な社会を力強く生きていくために必要な資質や能力を子どもたちに身に付けさせるには、小・中・高等学校の発達段階に応じて、すべての学校で、職業とのかかわりにおいて自分の人生を考えさせる指導を行う必要があります。

このため、県教育委員会では、教員のキャリア教育に対する指導力の向上を図ることをねらいとして、平成18年度より今年度までの4年間で小・中・高等学校の教諭を対象に、400名規模で研修を実施しています。

さらに、昨年度には、県内の全小・中学校や関係団体に対し、キャリア教育への理解を促進するための「キャリア教育ガイド」や、4年間実施して参りました『キャリア・スタート・ウィーク推進地域事業』での成果をまとめた「新潟県の子どもたちの夢をかなえるキャリア教育の推進」パンフレットを配付したところです。また、先般、国立教育政策研究所指導研究センターから「自分に気付き、未来を築くキャリア教育」という小学校向けの冊子が配付されましたが、

これらの事業成果や報告書を参考に、各市町村教育委員会におかれましても、職業に関する体験活動を充実させる施策を進めていただくとともに、地元経済団体やハロー

ワーク、保護者・地域住民などで構成するいわゆる「キャリア教育推進委員会」の設置などをさらに推進していただき、各学校と地域、事業所などの連携が円滑に行われるようなキャリア教育の支援体制づくりに努めていただくようお願いいたします。

なお、県教育委員会としましても、キャリア教育パイロット事業を立ち上げ、今年度からパイロット地域を指定して、地域の特長を生かしたキャリア教育モデルの実践研究を進めることとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

12 「新潟県子ども読書活動推進計画(第二次計画)」の推進について

本年3月に策定した「新潟県子ども読書活動推進計画(第二次計画)」は、平成16年3月策定の第一次計画を改定したもので、計画期間は平成21年度から概ね5年間としています。

計画では、読書活動の重要性を踏まえ、家庭・地域・学校等それぞれが担うべき役割を明確にし、相互に連携して社会全体での取組を推進することで、子どもの自主的な読書活動を進めることとしています。

各市町村教育委員会におかれましては、読書活動の重要性を踏まえ、「市町村子ども読書活動推進計画」を策定するとともに、家庭・地域・学校等が相互に連携・協力し、社会全体で子どもの読書活動を推進する重要性を広く啓発・周知していただきますようお願いいたします。また、所管の学校に対して、読書習慣の確立と読書指導の充実に取り組むよう働きかけをお願いいたします。

13 スキー学習の実施について

県教育委員会では、新潟県の地域特性を活かした事業として、スキー体験のない小学校を対象に、スキー場を利用してスキー

を体験してもらう「新潟っ子スキー体験拡大パイロット事業」を実施していますので、各市町村においても、この事業を活用していただき、自然に親しむ資質を養うことのできるスキー学習を積極的に推進願います。

14 児童生徒の安全確保と防災教育について

児童生徒が、安心して学校の中で学ぶことができ、安全に登下校できる環境を整えることは、学校教育を行っていくうえで最も基本的、かつ重要な要素の一つです。

事件・事故、災害は、日常生活のあらゆる場面で起こる可能性があります。児童生徒が自他の生命を尊重することを基盤に、「自らの安全を確保して行動できるようにすること」、「学校の内外において安全な環境を整えること」が重要となっています。

各市町村教育委員会におかれましては、「事件事故はいつ・どこで発生するか分からない」という危機感をもって継続的に取組を進めるよう学校を指導するとともに、取組状況の確実な把握をお願いします。

(1) 不審者侵入等について

児童生徒が、安心して学校で学ぶことができ、安全に登下校できる環境を整えることは、学校教育を行っていく上で最も基本的かつ重要な要素の一つであります。

各学校においては、市町村教育委員会の指導の下、不審者侵入等に備えた危機管理マニュアルを作成するなど、児童生徒の安全確保のための対策を講じているものと認識しておりますが、この機会に改めてお願いしたいことが3点あります。

1点目は、危機管理マニュアルを各学校の実情に合わせて常に見直しを行うことです。2点目は、万が一の場合に教職員が的確に対応できるよう、そのマニュアルに対する教職員の理解の徹底を図り、危機管理

に対する意識を常に高く保つということです。3点目は、警察をはじめとする関係機関や各種団体、地域の方々と積極的に連携を図り、地域全体として児童生徒の安全を確保する取組を強化することです。

なお、現在、学校の危機管理につきましては、危機管理マニュアルにより対応しているところですが、今年度からは、学校保健安全法により、同法を根拠とする「危険等発生時対処要領」により対策を講じることとなっています。

各市町村教育委員会におかれましては、これらの点に留意の上、児童生徒の安全確保・安全管理について、一層の徹底を図るよう各学校への指導をお願いいたします。

(2) 通学路の安全確保について

昨年度、県教育委員会に寄せられた不審者情報には、児童等が手を引っ張られて車に乗せられようとした非常に危険なケースも含まれています。

こうした中、児童生徒の安全確保のため、県及び関係機関において諸施策が強化されているほか、市町村や学校、地域、職域を単位とした多くの方々によるボランティアパトロールなどの取組が進められています。

各市町村教育委員会におかれましては、市町村の防犯・防災担当部局、所轄の警察署、道路管理者、ボランティア、その他の関係団体等へ協力を働きかけるなど、密接に連携し、安全確保の取組が円滑に進められるよう学校のサポートをお願いします。

(3) 交通事故の防止について

交通事故については、平成20年中の事故発生件数、負傷者数は、小・中・高校生いずれも減少しています。死亡事故については、小学生は0人ですが、中・高校生はそれぞれ1人の尊い命を失っています。

過去5年間の死亡事故を見ると、小・中

学生では83%が自転車乗用中及び自動車同乗中に発生しており、高校生では63%が原付バイク等の二輪車運転中に発生しています。

平成20年の道路交通法の改正を受け、特に自転車乗用時の交通ルールの遵守、自動車同乗時の全座席でのシートベルト着用等を含めた交通安全教育の徹底をお願いします。

(4) 防災教育の推進

二度の震災の被災県として、今後起こりうる災害に対処できるよう、次の3点に留意した防災教育の推進をお願いします。

- ・平成21年2月に県教育委員会が発行した防災教育資料を活用した指導を行うこと。
- ・教科で取り扱う防災に関する内容を全職員で確認し、指導に役立てるなど効率的な指導を行うこと。
- ・地震を想定した避難訓練を実施すること。

(5) A E Dの整備推進について

学校における運動中の事故対応体制の強化や災害時に避難所となる学校施設の機能強化などを目的に、県教育委員会では平成19年度から21年度の3か年計画で、県立学校へA E D（自動体外式除細動器）の整備を進めています。

各市町村教育委員会においても、児童生徒の安全確保の観点から、学校施設へのA E D整備に積極的に取り組まれるようお願いいたします。

(6) 工事実施時の安全性の確保について

耐震工事や修繕工事を実施する場合は、児童生徒・教職員が立ち入らない環境で工事を実施する等の安全対策に留意していただきたい。また、天井裏等の目視できないところにアスベストが予期せず発見され、急遽除去工事等を実施しなければならない

といった事例も発生しています。アスベスト対策工事を実施する際は、平成18年度の佐渡市の事故を教訓に、県環境対策課が策定したマニュアル「アスベスト除去工事等における安全対策チェックシステムの運用について」に準じて、児童生徒・教職員の安全確保に万全を期すようお願いいたします。

15 中越大震災復興・中越沖地震における心のケアについて

中越沖地震・中越大震災発生からこの間、被災された市町村におかれましては全精力を傾注し、復興にご尽力されておりますことに心から敬意を表します。県教育委員会では、一昨年7月に発生した中越沖地震直後から、中越大震災に加えて中越沖地震で被災した市町村を対象にカウンセラーを派遣しています。平成20年度の1年間で小中学校合わせて延べ348校、872人の児童生徒の心のケアを実施しました。

地震発生直後は、音への過敏な反応、暗所への恐怖、幼児返りが見られるなどの報告がありましたが、各学校からは、現時点では、外傷後ストレス障害と診断された児童生徒の報告はなく、平常の教育活動が実施されているとの報告を受けております。しかしながら、生活環境の変化や不安など二次的、三次的な被害が心配されることから、心のケアを継続的に実施したいと考えております。

今年度も引き続き、中越沖地震・中越大震災で被災した学校の要請に応じて計画的にカウンセラーを派遣するとともに、教育復興加配教員を105人配置したところです。

各市町村教育委員会におかれましては、管内の学校が、派遣されるカウンセラーや加配教員を有効に活用し、家庭との連携を図り、児童生徒の心のケアを行えるように、適切な支援をお願いします。

16 高校改革について

(1) これまでの高校教育の成果

高校改革については、これまで、社会や時代の高校教育に対するニーズを踏まえ、生徒の多様化や少子化にも対応するため、新しい学校・学科の設置、高校再編整備、入試改善、学区制度の廃止など様々な高校改革を推進してまいりました。

とりわけ、高校再編整備については、平成14年12月に平成25年までの高校再編整備の内容を盛り込んだ中長期高校再編整備計画を公表するとともに、向こう3年間の年次計画を公表し、着実に進めてまいりました。

この結果、平成20年度の高校等進学率は99.1%と5年連続全国1位となり、平成21年3月の「高等学校生活等についての意識調査」では、高校生活に「満足している」と「どちらかといえば満足している」全日制1年生の割合（いわゆる満足度）が68.7%と平成14年3月に比べて10ポイント上昇し、入学した学校は「入りたい学校」であったと答えた割合は61.7%と平成14年3月に比べて3.7ポイント上昇しました。また、平成20年春の大学等進学率も48.7%と平成14年春に比べて11.6ポイント上昇するなど、大きな成果をあげております。

一方、高等学校にも多様な生徒が入学している現状があり、とりわけ単位制高校においては、不登校生徒や集団生活になじめない生徒に対応するため、病院等の外部の関係機関とも連携しながら対応している実態があります。

また、文科省調査によると、LD、ADHD、アスペルガーなどの発達障害を持つ生徒の割合が6.3%に達しているという結果を踏まえ、全県の公立高校において校内委員会等の設置や特別支援教育コーディネーター

の指名など校内体制の整備を進めたところであります。

(2) 特色ある学校づくり

普通科においても、他の学科と同様、居住地域による制限を受けることなく、生徒の希望や能力に応じて、より主体的な学校選択を可能とするため、一昨年度、県立高校の通学区域を廃止しました。このことにより、通学区域廃止2年目の今春の高校入試においては、普通科の一般選抜で、従来学区を越えて出願した者は、昨年よりやや増加し、全志願者の1割程度でありました。地域別で見ますと、旧魚沼学区への志願者が増えています。2年目になり、生徒が自らの居住地を中心に自らの通学範囲を設定して、より主体的に学校選択をするという動きが出てきたものと考えております。今後は、通学区域を廃止したここ2年間の志願状況や入学状況、地域間の生徒の移動等を検証した上で、適切な募集学級計画を策定してまいりたいと考えております。

また、通学区域の廃止により、各学校は、生徒から選ばれる学校づくりに向けて、これまで以上に自校の魅力や特色を鮮明にすることが求められております。そこで、本年度は各学校の特色化を推進すべく、すべての高校と中等教育学校から特色ある取組計画の提出を指示しました。その中からパイロット的な役割を担う学校10校程度を指定し、その取組を支援するというオンラインワンスクール推進事業を実施することとしました。このオンラインワンスクール推進事業で指定した学校の取組等については、広く紹介し、特色ある学校づくりに生かしていきたいと考えております。

各市町村教育委員会におかれましては、今後とも、高校改革の必要性や理念、整備の具体的な方向等について理解いただき、

<p>所管の小・中学校関係者や保護者、地域の皆さんに周知していただきますようお願いいたします。</p>	<p>18 文化活動の充実について 今年度は、県民の美術鑑賞機会の充実を図るため、県立近代美術館において、「土田麦僊展」など、5回の企画展を、県立万代島美術館では、昨日（4月19日）終了した「金GOLD 黄金の国ジパングと佐渡金銀山展」以外に、「佐伯祐三展」など、3回の企画展をそれぞれ開催します。</p>
<p>17 社会全体で子どもをはぐくむ運動の推進について</p>	<p>また、昨年度より、小・中学生等の児童生徒に本物の芸術にふれる機会を提供し、豊かな情操の涵養を図ることを目的として、義務教育学齢期の児童・生徒の各種観覧料を年間を通して免除することとしましたが、今年度も同様に続けてまいります。高校生の観覧料免除については、日常の教育課程に基づく教育活動の一環として美術館を利用する場合には、こちらも引き続き免除となりますので、</p>
<p>「社会全体で子どもをはぐくむ運動」では、これまで、子どもの成長や自立を支援するため、意識啓発や学習の実践により家庭や地域の教育力を高める施策を実施してきました。</p>	<p>所管の学校に周知していただきますようお願いいたします。</p>
<p>今年度は、「放課後子ども教室推進事業」を対象箇所を拡充して実施し、地域の方々の協力を得ながら、子どもたちの安全・安心な居場所づくりを行います。</p>	<p>このほかにも、県高等学校文化連盟の活動への助成や、小・中学校での「ふれあい音楽教室巡回事業」、「学校器楽合奏大会」や「県ジュニア美術展覧会」などを実施することで、児童生徒の芸術文化活動を支援します。</p>
<p>また、地域全体で学校教育活動を支援する「学校支援地域本部推進事業」も多くの学校で実施し、教員が子どもと向き合う時間の拡充を図るとともに、大人の力を活用しながら地域の教育力の向上を目指します。</p>	<p>国、県指定文化財の保存と活用を図るため、文化財保護助成事業を実施するとともに、「文化財指導者講習会」、「青少年文化財講座」や「埋蔵文化財講座」、「古文書解読講座」を開催し、文化財の公開と愛護思想の普及・啓発を推進します。</p>
<p>さらに、「訪問型家庭教育相談体制充実事業」により、家庭や企業等を訪問して家庭教育の情報や学習機会の提供、子育てに関する相談対応を行うなど、積極的な家庭教育支援を実施します。</p>	<p>埋蔵文化財保護については、市町村合併に伴う公共事業の増加や圃場整備事業により、県内の発掘調査は依然として多い状況が続いています。近年、工事の遺跡の発見により開発事業が中断する事例も生じており、事前の協議調整について</p>
<p>近年、少子高齢化や核家族化の進行などとともに地域の連帯感の希薄化等が指摘されており、家庭や地域の教育力の向上は極めて重要な課題となっています。その解決のためには、学校、家庭、地域が一体となり、地域ぐるみの教育を展開することが強く求められております。各市町村教育委員会におかれましては、これまで以上に家庭教育への支援、青少年の健全育成について、国の委託事業等を活用するなど積極的に取り組まれますようお願いいたします。</p>	<p>これまででもお願いしてきたところですが、</p>

今後も関係機関・部局との連絡を密に行うと共に、状況に応じた専門職員の配置についても御配慮をお願いします。

また、県と佐渡市は共同で、佐渡金銀山の世界文化遺産登録を推進するための調査・研究を積極的に進めています。併せて、佐渡金銀山が県民にとって大きな誇りとなり、登録推進が地域の活性化につながるよう、各種講座などの普及啓発活動を行っていく予定です。

19 学校施設の耐震化について

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習の場であるとともに、一昨年に発生した中越沖地震においても見られるように、非常災害時には地域住民の安全を確保する応急避難場所としても大きな役割を果たすことから、耐震化を進め、安全性を確保することは極めて重要であると考えています。このことから、耐震性能を正確に把握できる第二次診断を早期に完了させてください。その上で、耐震性が低く、大規模地震の際に大きな被害を受けるおそれのある構造耐震指標（Is値）0.3未満の建物については平成23年度までに、それ以外の耐震性が低い建物については平成27年度までに耐震化に取り組みますようお願いいたします。

20 教職員のメンタルヘルスの保持について

学校の教職員は、教育を通じて児童生徒の人格の成長に直接関わることとなる、極めて専門性が高く、社会的な観点からも重大な責務を担う職種であります。そのため、職務の遂行にあたっては、児童生徒だけでなくその保護者、同僚や管理職、地域住民等との重層的な対人関係が伴うほか、様々な教育課題への対応や、大きな社会的期待などによる心理的・社会的なストレスの最

も多い職業のひとつとされています。

文部科学省の調査によると、平成19年度の精神性疾患による休職者数は全国で4,995人、本県で103人となっており、メンタル面に不調を来たす教職員数は、全国的にほぼ一貫して増加傾向にあります。

このような状況を踏まえ、県教育委員会では県立学校教職員を対象に平成16年度から「メンタルヘルスサポート事業」を立ち上げ、メンタルヘルスに関する教職員研修の実施、専門家による相談体制や職場復帰時の支援体制の整備等に取り組んでいるところであり、中でも管理職を対象としている研修会には、市町村立学校の管理職にも多く参加いただいております。また、今年度から市町村立学校の1、2年目の教頭を対象に、教職員のメンタル面での不調を早期に発見し、対応するための研修会を共済組合の事業として新たに設けるなど、研修の充実を図っているところです。

教職員のメンタルヘルスを良好に保つことは各教育委員会の重要な責務であるという認識の下、各市町村教育委員会におかれましては、平成18年3月に厚生労働省から示された「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づき、教職員が自発的に相談や情報交換をしやすい職場環境づくりやメンタルヘルスに関する研修・情報提供の実施等の予防的対策を引き続き進めてくださるようお願いいたします。また、各学校の管理職が日ごろから教職員の心身の状況把握に努め、心の不健康状態に陥った教職員を発見した場合には早期に相談に応じるとともに、医療機関等の受診や必要に応じた職務への配慮及び職場復帰への支援等、各学校で状況に応じた適切な対応が速やかになされるよう、一層のご指導をお願いします。

<p>県教育委員会では、公立学校共済組合とも連携しながら各市町村教育委員会へ必要な情報提供等を行ってまいりますので、メンタルヘルス対策への取組に配慮をお願いします。</p>	<p>重要性は、以前にも増して高まっており、各市町村教育委員会におかれましては、教育事務所の管理主事や各学校の校長と綿密な連絡を図りながら、適切な人事管理を行うようお願いします。</p>
<p>21 教員採用検査の改善について 昨年度発生しました他県での教員採用における不正採用事件を受け、本県では、教員採用選考検査の改善に取り組んできました。本年度はこの改善を一層進め、1次検査、2次検査の内容を改善するとともに、選考基準等の公表や結果の開示拡大等を進めて透明性、公平性を一層確保するようにいたします。また、障害者特別選考についても継続して実施し、障害者雇用の促進に努めることとしております。</p>	<p>また、教員評価制度は、教員の資質能力の向上と学校の活性化などを目的として実施するものです。平成19年度にはすべての学校を対象とした試行を行い、昨年度から実施の段階へと進みました。この制度が教員をはじめとする教育関係者に十分理解され、制度の目的である教職員の資質能力の向上、学校の活性化が図られるよう、皆様の御理解と御協力をお願いします。</p>
<p>22 教員の資質能力の向上について 学校教育の成否は、まさに教員の指導力にかかっていると言っても過言ではなく、教員は、その職務遂行のため絶えず研修に励み、その資質能力の向上に努めることが求められています。 指導が不適切な教員に対する人事管理については、平成15年度から制度の運用を開始しましたが、教育公務員特例法が改正され、昨年度から、指導が不適切な教員に対して指導改善研修を行うことが義務づけられたことを受け、具体的な申請手続や研修の実施方法を定め、新たに運用を開始したところです。 平成15年度からこれまでにこれらの制度の認定を受けた教員は6名となっています。そのうち4名は県立教育センターで指導力向上研修を受講した結果、指導力が回復して現場復帰し、現在、高等学校の教員1名が研修を受講しているところです。 指導が不適切な教員に対する人事管理の</p>	<p>この他、教員の資質能力の保持に係る新たな制度として、教育職員免許法の改正により今年度から教員免許更新制が導入されました。 免許管理者である県教育委員会といたしましては、昨年度から、説明会の開催やホームページへの掲載などにより制度の周知を図ってまいりましたが、今年度は、制度全般の周知に加え、講習受講後の免許管理者への具体的な申請手続の周知など、更新制の円滑な実施に向けた業務を行うこととしています。一方、教員にとっては、定められた時期に大学等で30時間以上の講習を受講しなければならないこととなりますが、この講習を受講せずに、あるいは受講後の手続をせずに期限を過ぎてしまうと、教壇に立つことができないう大変大きな不利益が生じることになってしまいます。 各市町村教育委員会におかれましても、この制度への理解を深めていただくとともに、各学校や講習の受講対象者などに対する制度の周知を図っていただき、制度の円滑な実施に御協力いただくようお</p>

願います。

23 教職員の綱紀の保持及び服務規律の確保と、多忙化解消に向けた取組について

(1) 教職員の綱紀の保持及び服務規律の確保

教職員の綱紀の保持及び服務規律の確保につきましては、これまでも機会あるごとに申し上げてきたことではありますが、依然として、教職員による不祥事が跡を絶たないこと、とりわけ、懲戒免職の対象となるような悪質な事案が続発していることは、学校教育に対する県民の信頼を大きく損なう極めて深刻な事態であると受け止めております。

県教育委員会といたしましては、昨年12月下旬から今年の1月にかけて、校長を含む3人の教職員が逮捕されたこと、加えて、年間の懲戒処分の件数が前年度と比べて急増していたことを受け、教職員一人一人の意識改革を図るべく、2月に緊急の校長会を開催し、各学校の校長に対し、根絶に向けた行動計画を策定し、協働して実践に取り組むよう要請したところであります。

今後、市町村教育委員会とも連携しながら、各学校での取組状況を把握し、改善に向け継続的に指導するなど、教育への信頼回復に向けて全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

(2) 多忙化解消に向けた取組

教職員の服務と関連しますが、多忙化解消に向けた取組につきましては、これまでも、調査・照会の削減・簡素化などの取組を行うとともに、勤務時間の適正管理や業務の精選・見直しをお願いしてきたところです。県教育委員会では、引き続き教職員の多忙化解消に向けた取組

を進めていくこととしておりますが、市町村教育委員会におかれましても、教職員が子どもたちと向き合う時間をできるだけ多く確保できるようにするとともに、教職員の心身の健康保持という観点からも、教職員の多忙化解消に向けた取組を一層推進されるよう願います。

編集：新潟県教育庁総務課企画統計係

TEL : 025 - 280 - 5587

FAX : 025 - 285 - 3766

E-mail : ngt500010@pref.niigata.lg.jp

<無断転載を禁ず>